



ネイチャーポジティブと地域への期待

2025年3月

環境省 自然環境局 自然環境計画課



生物多様性と自然の恵み（生態系サービス）

私たちの暮らしは、様々な自然の恵み（生態系サービス）に支えられている



生物多様性は人類存続の基盤



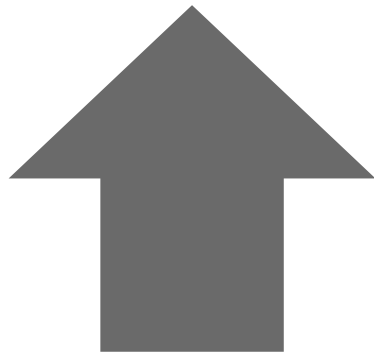
ネイチャーポジティブとは

昆明・モントリオール生物多様性枠組
2050年ビジョン

自然と共生する世界

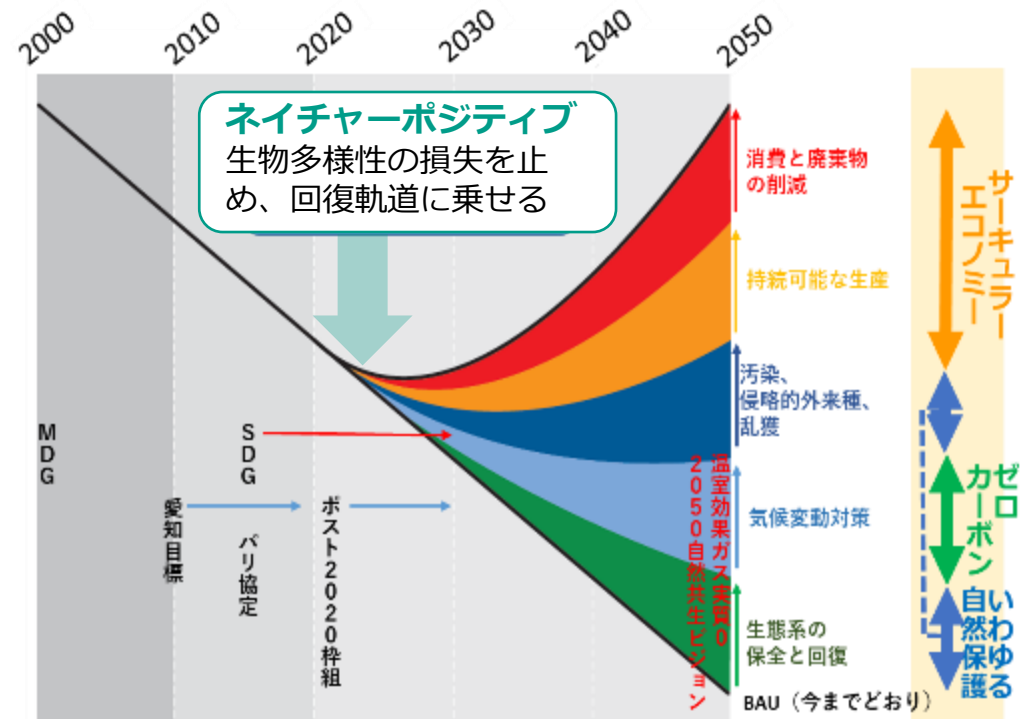
(a world of living in harmony with nature)

愛知目標から引き継いだ長期目標であり、
我が国で培われた知恵と伝統に基づく考え方



2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために
生物多様性の損失を止め、
反転させるための緊急の行動をとる



生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳

出典：地球規模生物多様性概況第5版(GBO5) (2020)

ネイチャーポジティブ
(自然再興)
の考え方

30by30目標

サーティー バイ サーティー

30 by 30

- 2030年までに陸と海の30%以上を保全する
新たな世界目標



30by30が重要と指摘する国内外の研究報告

健全な生態系の回復、豊かな恵みを取り戻す

- 世界の陸生哺乳類種の多くを守るために、既存の保護地域を総面積の33.8%まで拡大が必要
- 日本の保護地域を30%まで効果的に拡大すると生物の絶滅リスクが3割減少する見込み など

日本は、現状、**陸域の20.5%、海域の13.3%**が保護地域

<30by30目標達成のための主要施策>

- 国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上
- 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域 (OECM) の設定・管理

30by30達成の様々な効果

- 気候変動：緩和、適応に貢献
- 災害に強く恵み豊かな自然：
国土の安全保障の基盤
- 花粉媒介者：国内で年3300億円の売り
- 森林からの栄養塩等：
河川を通して海の生産性を向上
- 観光や交流人口の増加などの地域づくり

保護地域以外の保全方法 = OECM

- OECM (Other Effective area-based Conservation Measures) とは、
「保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域」のこと
- 生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10) で採択された「愛知目標」の達成
手段のひとつ として掲げられた。



30by30目標の達成に向けたOECMの設定等の推進

- **30by30目標**の達成にあたっては、法律等に基づく国立公園等の保護地域に加えて、**保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）**の設定が重要。

《保護地域＋OECMによる生態系連結》



保護地域以外にも、里地里山、水源の森、都市の自然など、様々な場所が生物多様性の保全に貢献

民間等の取組区域を環境省が認定しOECMの設定等の推進を通じて、30by30目標の達成につなげる

■ 気候変動に次ぐ深刻な危機という認識

■ 自然破壊により44兆米ドル (世界GDPの半分) が影響との予測

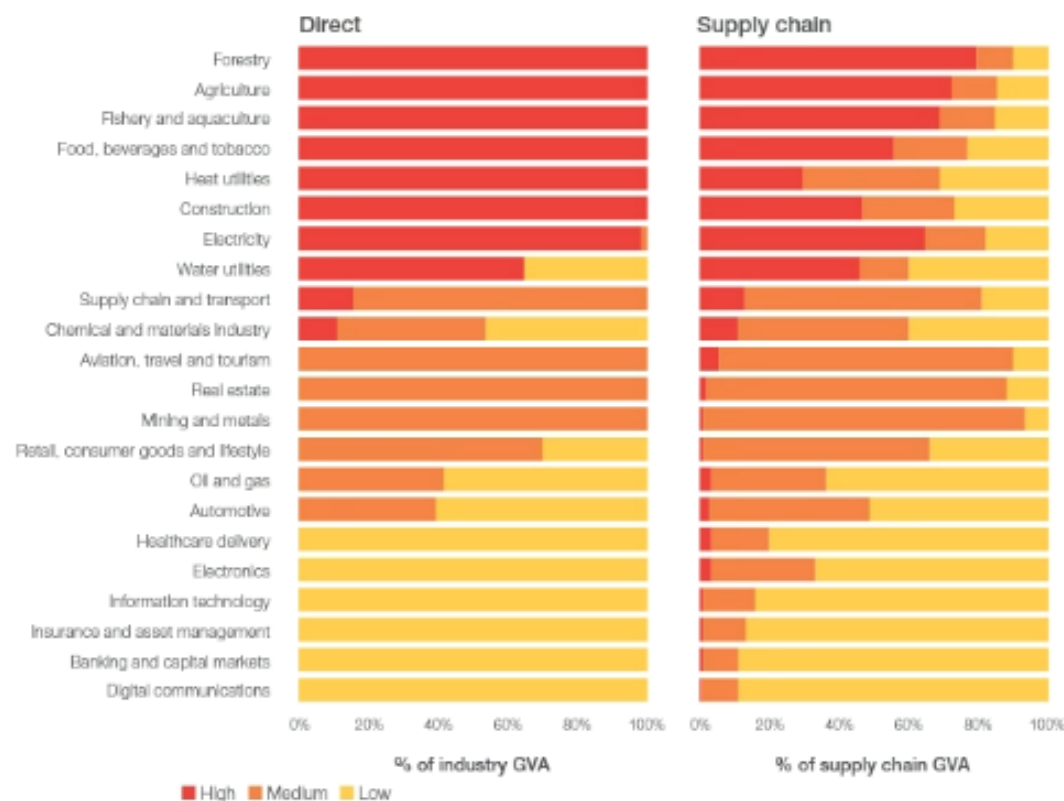
出典：WEF the New Nature Economy Report (2020)

深刻度から見たグローバルリスク トップ10 (今後10年)



出典：WEF（世界経済フォーラム） グローバルリスク報告書2025より抜粋

産業ごとの粗付加価値額の自然への依存度

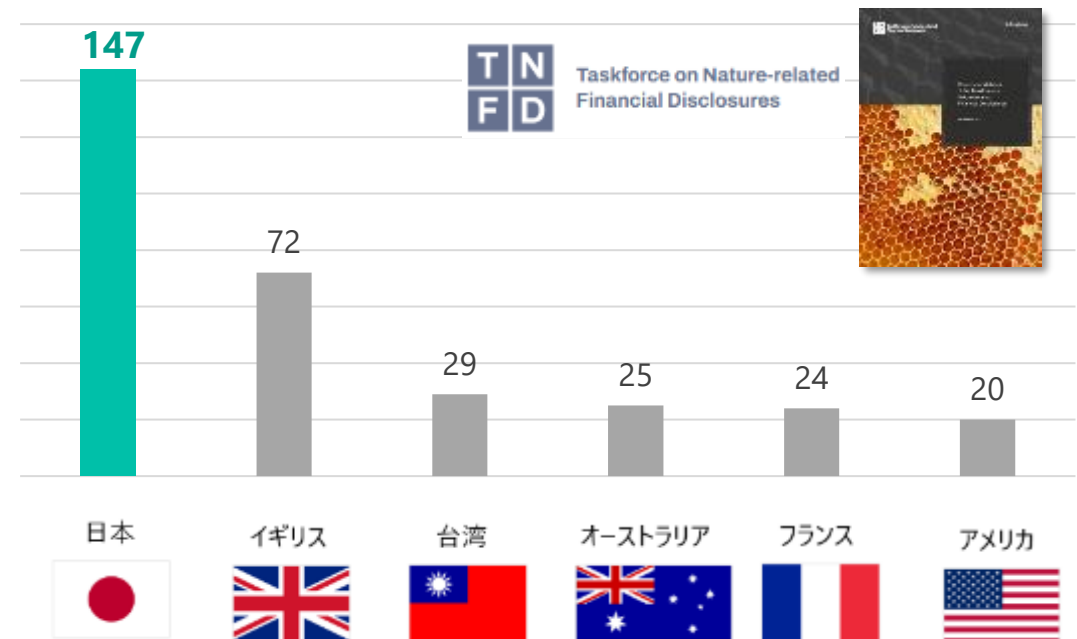
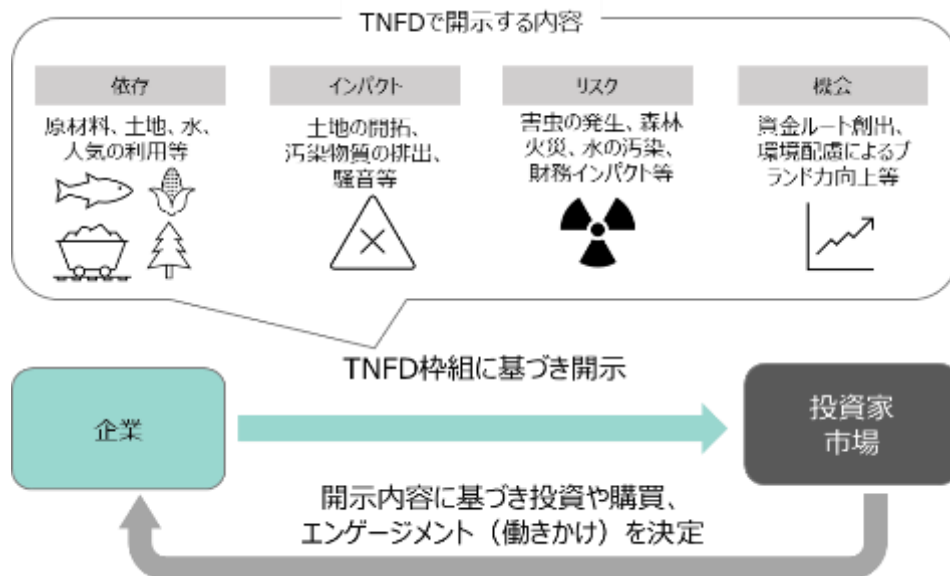


出典：World Economic Forum: Nature Risk Rising (2020)

我々の経済は自然の外部にあるのではなく、**自然の内部に組み込まれている** という基本的な真実を理解し、受け入れることが解決に向けた第一歩

出典：ダスグプタレビュー（2021）

- 自然への危機的な状況と、企業や組織によるリスクの管理と開示を支援するフレームワークを開発するために国際的なイニシアティブ、“TNFD”（Taskforce on Nature-related Financial Disclosures）が、2021年に発足された。
- 2023年9月にTNFD最終提言v1.0が発行。ビジネスによる自然関連課題（依存、インパクト、リスク、機会）と、それに対する企業の対応についてTCFDと整合した4つの柱（ガバナンス、戦略、リスクとインパクトの管理、測定指標とターゲット）の開示を推奨。
- 2024/2025会計年度においてTNFD統合開示を公表予定として登録した企業（TNFD Adopter）は世界で500社以上が表明している中、日本は147社と世界最多（※2025年3月5日現在）



「自然共生サイト」について

- 「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を
保護地域内外問わず **「自然共生サイト」** に認定。

2023年度から運用を開始し、これまで253か所を認定。

自然共生サイト

民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域

(申請主体：企業、団体・個人、自治体)

申請

自然共生サイト
認定

審査 (認定主体：環境省)

「自然共生サイト」のうち、保護地域との重複を除外した区域

OECMとして国際データベースに登録

(参考) 自然共生サイトの認定例 (森林)

東急リゾートタウン蓼科
(長野県茅野市・東急不動産株式会社)



- ・森林/草原/沢等に希少種含む多様な動植物が確認
- ・ゲレンデは毎年草刈りされ草原性の動植物が確認。

つなぐ森

(東京都奥多摩町・野村不動産ホールディングス株式会社)



- ・木材の地産地消と森林の機能回復を目指し、令和4年から町有林における森林管理を実施

奥びわ湖・山門水源の森

(滋賀県長浜市・山門水源の森を次の世代に引き継ぐ会)



- ・地域の団体が20年以上保全してきた里山・湿原
- ・自治体、地元企業の支援も得ながら活動を継続

田島山業×みんなの森プロジェクト

(大分県日田市・田島山業株式会社)



- ・先祖代々継承している森林施業地で、CO2吸収、生物多様性保全、地域貢献等を目的に管理を実施

(参考) 自然共生サイトの認定例 (里地里山)

久保川イーハトーブ世界
(内、知勝院敷地内・自然再生実践地)
(岩手県一関市・久保川イーハトーブ自然再生協議会)



- ・ 落葉広葉樹林や湿地の保全再生、耕作放棄地におけるビオトープの創出、侵略的外来生物の防除等

モビリティリゾートもてぎ
(栃木県茂木町・本田技研工業株式会社)



- ・ 里地里山の森林整備、棚田の再生等を実施
- ・ ゲンゴロウ、サシバ等の希少種も確認

下田の杜
(千葉県柏市・NPO法人下田の杜里山フォーラム)



- ・ 周辺が宅地化する中、土地所有者・市・住民等が連携し、里山環境・文化を保全、環境教育の場に

八王子市長池公園
(東京都八王子市・NPO法人フュージョン長池)



- ・ 多摩丘陵の谷戸地形を都市公園として保全
- ・ 地域住民主体で里山を保全し、住民の憩いの場に

(参考) 自然共生サイトの認定例 (都市の緑地)

北海道大学札幌キャンパス
(北海道札幌市・国立大学法人北海道大学)



- ・ 管理方針を策定し、データ蓄積、保全策検討等を継続。
- ・ 461種の在来植物の他、多くの希少種を確認。

大手町タワー
(東京都千代田区・東京建物株式会社)



- ・ 土地の成り立ち等に関する調査を踏まえ、地域性種苗、在来種を使用した「本物の森」を創出

富士通沼津工場
(静岡県沼津市・富士通株式会社)



- ・ 工場敷地 (約53 ha) の約80%を占める緑地
- ・ 自然林・茶畑等を維持し、地域イベントも実施

三井住友海上駿河台ビル及び駿河台新館
(東京都千代田区・三井住友海上火災保険株式会社)



- ・ 1984年の竣工当時から「周辺環境との調和」を掲げ、生態系ネットワークを意識した在来種中心の屋上緑地等を創出。

(参考) 自然共生サイトの認定例 (沿岸域)

関西国際空港島 人工護岸 藻場サイト (大阪府泉佐野市及び泉南市・関西エアポート株式会社)



- ・ 空港島護岸に緩傾斜石積みを採用し、藻場を創出
- ・ 66種の海藻類、28種の魚介類を確認

吉崎海岸自然共生サイト (三重県四日市市・四日市市/楠地区まちづくり検討委員会/NPO法人四日市ウミガメ保存会)



- ・ アカウミガメの産卵場であり、希少動植物も確認
- ・ 地域住民を中心に保全され、参加者・企業は増加

海岸生物の王国“相生湾” (兵庫県・兵庫県相生市、相生湾自然再生学習会議、あいおいカニカニブラザーズ)



- ・ 砂浜や干潟等に多種多様な生物が生息
- ・ 兵庫県、市民団体等が協働で保全活動を実施

山川の海のゆりかご (鹿児島県・山川町漁業協同組合)



- ・ 地元漁協者が中心となり、藻場の生態系を再生。
- ・ 漁業と気候変動対策、生物多様性保全の統合的向上

自然共生サイト認定マークについて

- 自然共生サイト認定を受けると「自然共生サイト認定マーク」の使用が可能
- 商品やWebサイト等での掲示事例多数



商品への掲示例：サイト名：相知町横枕自然共生区域（特定非営利活動法人 唐津 Farm&Food）



商品への掲示例：サイト名：山川の海のゆりかご（山川町漁業協同組合）

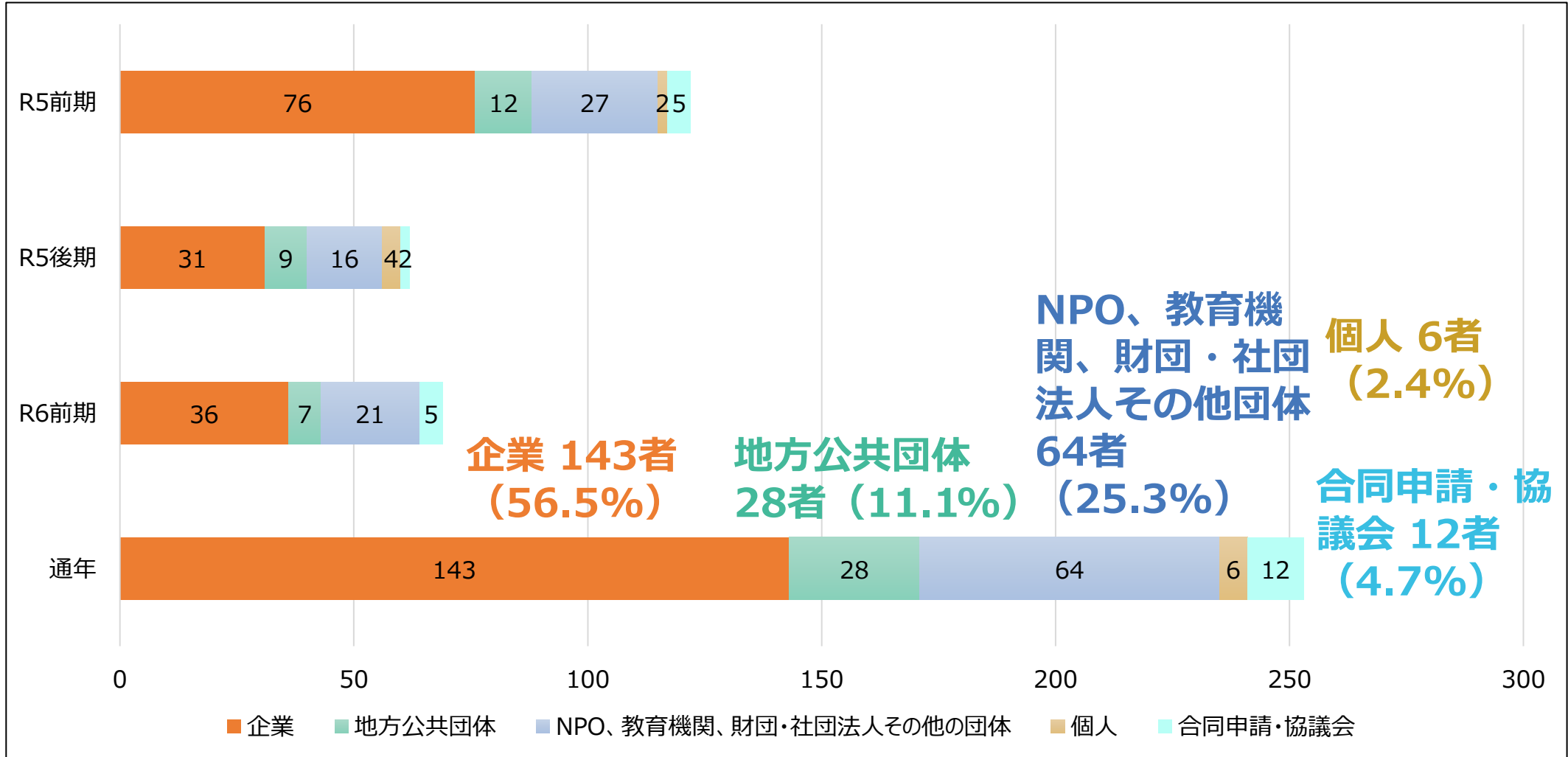


商品への掲示例：サイト名：細尾の棚田、池沼植物群落（今住悦昌）

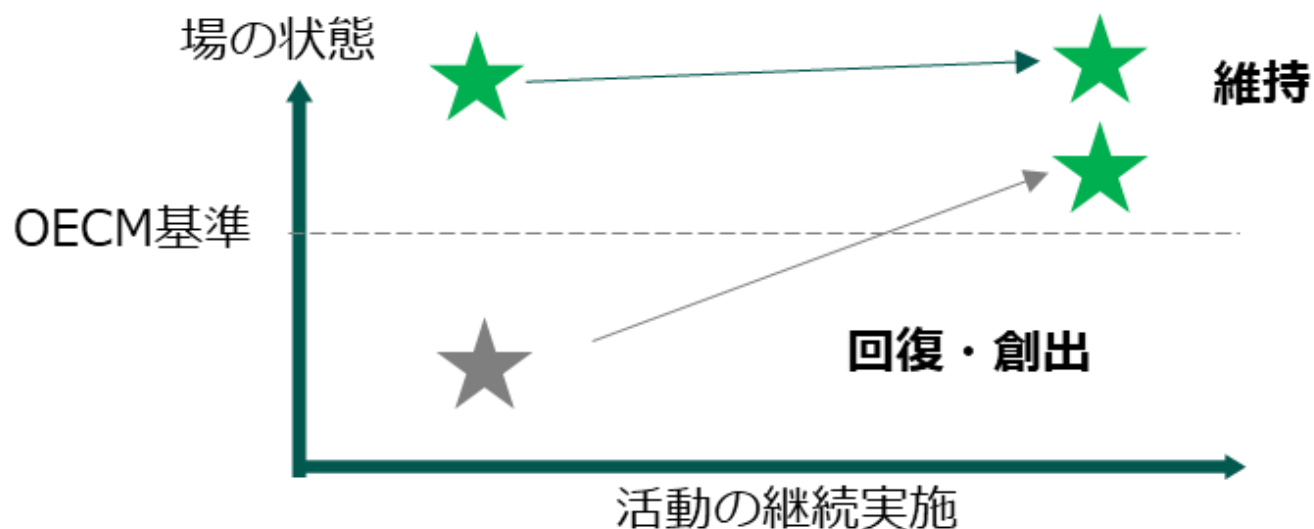


ノベルティへの掲示例：サイト名：杉並区遅野井川親水施設（杉並区・遅野井川かっぱの会）

自然共生サイトの申請主体



生物多様性の回復・創出について



生物多様性を増進（維持、回復、創出）する取組を実施



生態系の創出の取組例
(静岡県富士市・旭化成及び旭化成ホームズ)



生態系の回復の取組例（植樹）
(熊本県山都町・地域NPO及び森林組合等)

地域生物多様性増進法

活動計画の認定

＜増進活動実施計画の認定＞（第9条・第10条）

- 地域生物多様性増進活動を行おうとする者（企業、NPO等）は、単独で又は共同して、「増進活動実施計画」を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

＜連携増進活動実施計画の認定＞（第11条～第13条）

- 連携地域生物多様性増進活動を行おうとする市町村は、単独で又は共同して、「連携増進活動実施計画」を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

＜共通事項＞

- ・ 計画には、活動の内容、区域、目標、実施体制等を記載する。計画に係る変更の認定、認定の取消し等について所要の規定を設ける。主務大臣による報告徴収及び報告義務違反に対する罰則を規定する。

⇒ 民間と市町村の特性に応じ、「増進」と「連携」の2つの計画認定制度を設ける。



先行的事例である「自然共生サイト」の認定例



企業による森林の整備



官民学による里地里山の保全



水田ビオトープの田植え



都心における緑地の整備

＜生物多様性維持協定＞（第22条～第26条関係）

- 認定連携市町村は、認定連携増進活動実施計画の実施のため必要があると認めるときは、認定連携活動実施者及びその認定連携増進活動実施計画に係る区域（海域を除き、生物の多様性が維持されている区域に限る。）内の土地の所有者等と協定を締結して、当該土地の区域内の連携地域生物多様性増進活動を行うことができるものとする。
- 生物多様性維持協定は、協定区域内の土地の所有者等の全員の合意を得なければならない。
- 認定連携市町村による公告のあった協定は、その公告のあった後において協定区域内の土地の所有者等となった者（相続人等）に対しても、その効力があるものとする。

⇒ **土地の所有者等の協力が活動の継続に不可欠であることを踏まえ、市町村が作成した「連携計画」に基づき、長期安定的に活動を実施するための協定制度を設ける。**

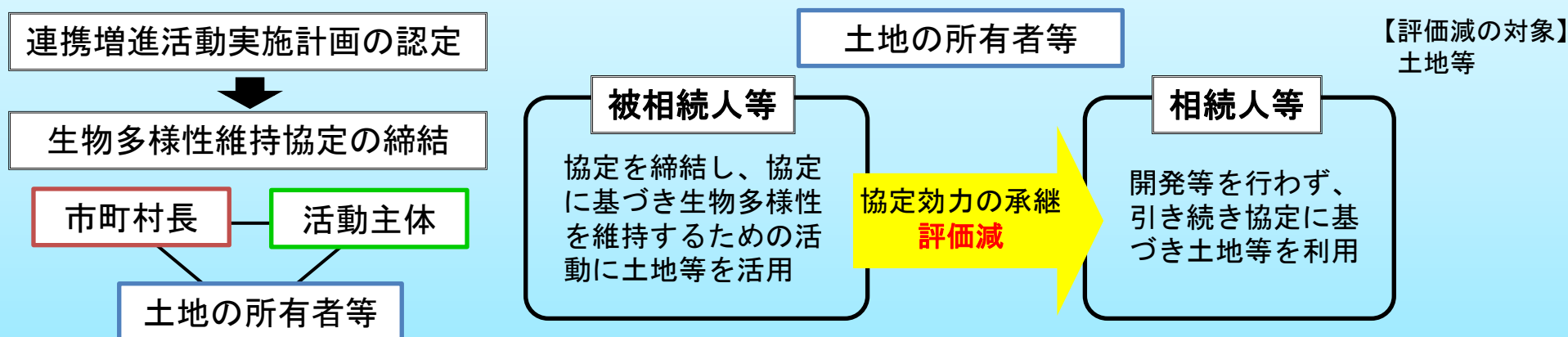


税制改正（相続税・贈与税の評価減）

- 地域生物多様性増進法では、認定を受けた連携増進活動実施計画に基づき、市町村、活動実施者、土地の所有者等の3者で締結する「生物多様性維持協定」制度を設けた。協定の効力は、当該土地等の相続人等にも承継されるため、長期安定的な活動が可能となる。（法第26条）
- 一方で、協定を締結するとその土地等の利用について制約を受け、相続人等にもその制約が承継されるため、**当該区域に係る相続税・贈与税の評価額を20%減額する措置を講ずることとした。**
- 当該措置について、令和7年4月施行に向けて準備を進めているところ。

税制措置

生物多様性維持協定が締結されている土地等については、相続税・贈与税に係る評価額の20%を控除する。



期待される効果

活動区域の土地の所有者等の相続人等の負担が軽減されることにより、相続時等における生物多様性の損失が回避され、我が国における豊かな生物多様性の確保（ネイチャーポジティブ）の実現に寄与する。

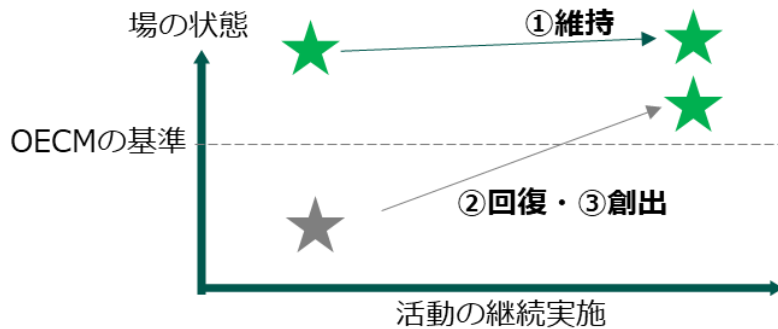
「自然共生サイト」制度と「地域生物多様性増進法」制度との違い

（新法の経緯・趣旨等）

- 新法は、自然共生サイトと生物多様性地域連携促進法の2つを大きな土台として再構築したもの。
- 自然共生サイトは「場所」を認定する制度としていたが、より幅広い取組を柔軟に促進するため、新法では、「活動」を認定する制度とした。

（新法のポイント）

- ①既に生物多様性が豊かな場所を**維持する活動**、②管理放棄地などにおける生物多様性を**回復する活動**、③開発跡地などにおける生物多様性を**創出する活動**を対象とした。
- ①については自然共生サイト相当の活動を想定しており、申請時点でOECMの基準を満たす生物多様性の価値を有する場所における活動となる。
- ②及び③については、活動計画の実施を通じて、将来的にOECMの基準を満たすような場所となるような取組を想定。



（自然共生サイトと新法の違い）

	自然共生サイト	地域生物多様性増進法
認定対象	民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域	特定の場所に紐付いた民間等による生物多様性を増進する活動実施計画（増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画）
認定範囲	現状で生物多様性が豊かな区域（生物多様性の価値基準に合致する区域）	現状で豊かな生物多様性を維持する活動、生物多様性を回復・創出する活動
認定者	環境大臣	環境大臣・農林水産大臣・国土交通大臣
事務局	請負事業者	独立行政法人環境再生保全機構
OECM	認定した区域は、保護地域との重複を除きOECMとして登録。	既に生物多様性が豊かな場所で生物多様性を維持する活動として認定を受けた場合は、その活動場所を、保護地域との重複を除きOECMとして登録。 生物多様性を回復・創出する活動として認定を受けた場合は、認定後における回復・創出活動の継続の結果、生物多様性の状態が豊かになった時点（生物多様性の価値基準に合致する時点）でOECMとして登録。

(連携) 増進活動実施計画の審査・認定フロー



地域生物多様性増進法 施行に向けたスケジュール（予定）

2024年

4月19日 法の公布（令和6年法律第18号）

12月11日 政令（施行期日政令、整備政令）の官報公布

12月18日 施行規則等、基本方針の官報公布

2025年

2月頃 施行通知、事務取扱要領（様式含）、手引きの決定

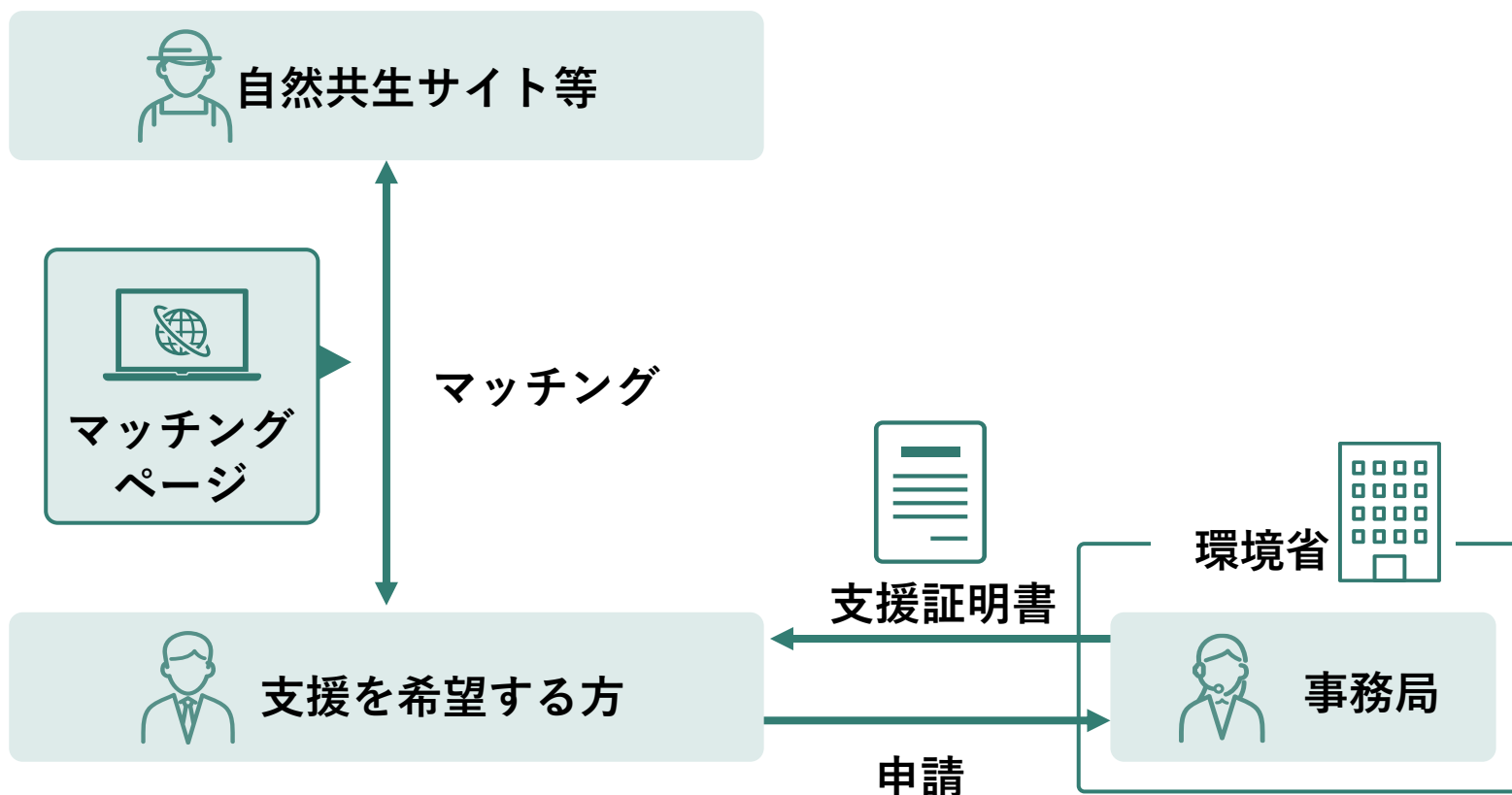
（2月27日 自然共生サイト 令和6年度後期認定結果公表 ）

4月1日 法の施行

4月1日～ 申請受付開始

民間資本の巻き込み（支援マッチング・支援証明書制度）

- 環境省において、支援を必要とする「自然共生サイト」等と、それらの活動への支援を希望する方（企業等）とのマッチング促進を行うため、マッチングサイト※を立ち上げた。
- また、「自然共生サイト」等への支援を行う方に対するインセンティブ措置として「自然共生サイトに係る支援証明書」制度を構築しており、2024年9月から試行運用を実施中。



※ <https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/matching/index.html>

支援証明書（試行版）の発行イメージ



環境省
Ministry of the Environment

証明書番号：2024-0001

自然共生サイトに係る支援証明書

〇〇〇〇株式会社 様

支援サイト情報

サイト名称： 〇〇湾
管理責任者情報： 〇〇県〇〇市
☒ 維持タイプ ☐ 回復タイプ ☐ 創出タイプ

支援内容に係る情報

支援数： 〇つ ※複数支援の場合、2枚目以降に記載

活動内容

アマモをはじめとした海藻類の健康状態を確認するため、水中ドローンを使って調査する。

インプット 自社の環境保全に係る予算50万円
アクティビティ 水中ドローンを10台購入
支援実施日（期間） 2024年7月

インプット

自社の環境保全に係る予算50万円

アクティビティ

水中ドローン10台購入

アウトプット

アマモの健康状態の調査が可能になる

アウトカム

アマモの健康状態の調査が可能になる

アウトカム

アマモの健康状態の調査が可能になる

アウトカム

3、4に該当

GBFターゲットとの関連性

2024年ターゲット4への貢献

※配属のとおりアウトカムが得られることを保証するものではない

記載項目		記載事項
支援サイト情報		・サイト名称 ・管理責任者情報 ・活動区分（維持/回復/創出）
支援内容に係る情報	支援する活動内容	自然共生サイトの場合：管理計画・モニタリング計画の内容 活動計画の場合：活動内容
	インプット	（例）金銭的支援：100万円寄付
	アクティビティ	（例）外来種駆除：〇人日分
支援実施日又は支援期間		支援を実施した日時又は期間
ロジックモデル		インプット～アウトカム(※)、GBFターゲットとの関連性を記載
特記事項（任意）		・今後の支援計画 ・地方公共団体の計画（総合計画や生物多様性地域戦略等）における位置づけ ・支援によって実現したアウトカム ・支援プロジェクトの具体的内容 ・支援者の本業との関連 ・その他の環境課題の解決への貢献

（※）特記事項は別紙（証明範囲外）に記載

- 自然共生サイトや地域生物多様性増進法に基づく活動計画の認定等に向けた支援、あるいは認定後の適切なモニタリング等の支援に関して、「有識者マッチング制度」を検討している。
- 今年度は、令和7年度からの本格運用に向けた課題の洗い出し等を目的として、認定申請を検討している団体等に対して**有識者のマッチング及び派遣を試行的に行う**。
- 試行等を通じて相談実績を蓄積し、**派遣する有識者向けガイドラインの作成**や、**本制度に協力いただける有識者リストの整備**等を進め、今後、全国の有識者に対して本制度への協力依頼を実施予定。

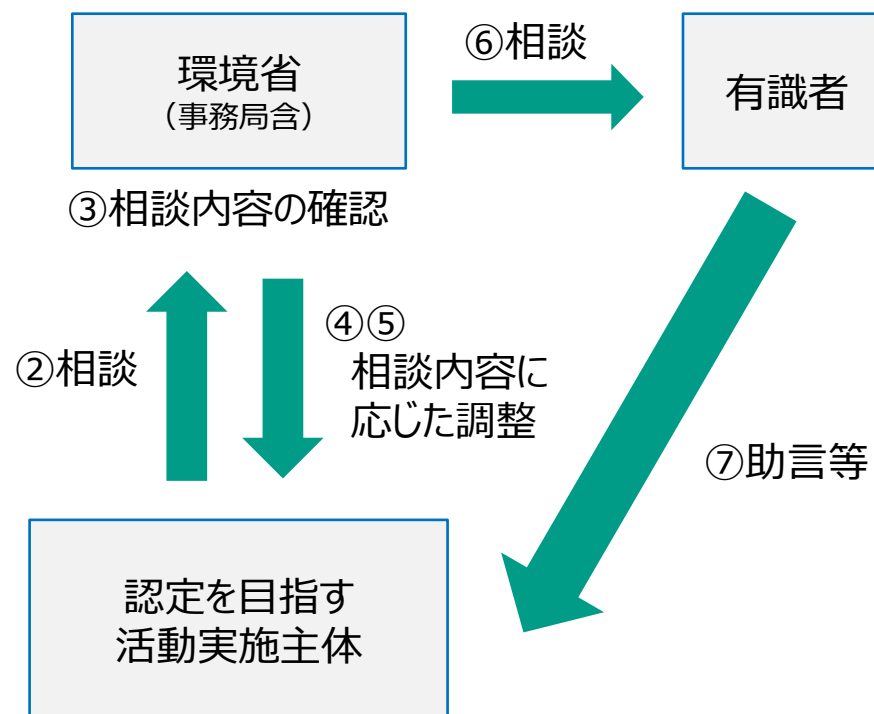
有識者マッチング制度の活用イメージ（案）

■ 活動実施主体が、自然共生サイト等の認定申請に向けて相談をしたいケース

- ① 活動実施主体が有識者リストを参照
- ② 活動実施主体が環境省問合せ先に相談
 - ※ 相談内容が明確な場合は有識者のリクエストが可能
- ③ 環境省にて相談内容を確認
- ④ 相談内容に応じて以下の流れで調整
 - A. 自然共生サイト等の制度や認定手続きに関するもの
→環境省にて助言
 - B. 生物調査の手法・内容や活動体制等に関するもの
→有識者に協力を依頼

以下、Bの場合

- ⑤ 相談者（活動実施主体）がチェックリストに沿って資料等の準備
- ⑥ 環境省から有識者に相談
- ⑦ 環境省が相談者と有識者を紹介
- ⑧ 有識者から相談者に対して助言等の実施



※ 旅費・謝金等については両者で調整し、活動実施主体が負担することを想定
※ 有識者のマッチング後も環境省も適宜サポートを行う



2030年ネイチャーポジティブ達成に向けて、地域における生物多様性の保全・再生に資する取組を支援します

1. 事業目的

- ① 「昆明・モントリオール生物多様性枠組」で盛り込まれたネイチャーポジティブや30by30等の新たな世界目標の確実な達成と各地域での世界目標達成の具体的な指針となる生物多様性地域戦略で設定された目標を達成するため、地域における生物多様性の保全・再生に資する活動を支援し、国土全体の生物多様性の保全・再生を推進する。
- ② 各地域の取組を支援だけでなく、自立化を促進する。

2. 事業内容

- ・「生物多様性地域連携促進法（平成23年施行）」「生物多様性国家戦略2020-2030（令和5年閣議決定）」において、地方公共団体や事業者、民間団体、地域住民等の多様な主体の連携・協働による活動の促進が必要とされている。
 - ・法に基づく指定種や保護地域に係る取組、法定計画の策定とそれに基づく取組等、国としても促進すべき下記事業を地域が行う場合に、短期的に支援。
- ① 生物多様性増進活動の基盤整備（交付率1/2、原則2年）
 - ② 生物多様性増進活動の活動基盤強化（定額:上限150万円、原則2年）
 - ③ 重要地域の保全・再生（交付率1/2、原則2年）
 - ④ 動植物園等による生息域外保全（定額:上限200万円、原則3年）
 - ⑤ 国内希少種の生息環境改善（定額:上限250万円又は上限150万円、原則3年）
 - ⑥ 重要里地里山等における社会経済的課題と環境的課題を統合的に解決しようとする活動（交付率1/2、原則2年）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接交付事業（交付率3/4、1/2又は定額）
- 交付対象 非営利団体、地方公共団体、民間事業者 等
- 実施期間 平成20年度～

4. 活用事例

事例1 出雲・雲南地域広域連携生態系ネットワーク推進事業（R1～R3）（島根県出雲市・雲南市）

コウノトリやトキと共に生きる持続可能な地域の実現に向けて、出雲・雲南地域生物多様性連携保全活動計画を作成し、環境づくりや普及啓発活動等を実施。

事例2 フサゲルカミの住み続ける草原の生息環境保全（H30～R2）（岡山県真庭市）

日本固有種で生息地が極めて限られる草原性の希少昆虫「フサゲルカミ」の生息環境維持・改善（火入れ等）。

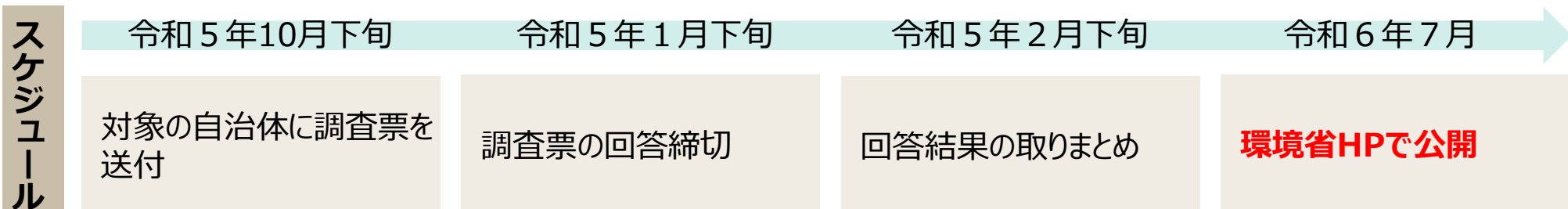


事例3 三井楽ふるさと景観の椿林・円畑・スケアン再生で地産品ブランド化事業（R3～R5）（長崎県五島市）

放棄された円畑（まるはた）、椿林等を再生し、生物多様性の復元と併せて円畑で栽培したサツマイモをカンコ餅及び周辺椿林からの椿油を「五島の円畑」としてブランド化。

既存の補助金・税制の活用に係る調査

- 各地方公共団体で管理する既存の補助金・地方税の免税制度のうち、**緑地や自然環境の保全に資するような制度の情報を取りまとめ、検討会HPで公開した。**
- 今後、有識者マッチング制度や支援証明書に係る情報等をまとめたサイトを構築する予定であり、当該サイトに掲載する等、より多くの方の目につく公開場所を今後検討する。



調査概要

- 調査対象
生物多様性ネットワーク 加盟地方公共団体
- 回答数 49自治体
- ヒアリング項目
 - ① 自治体名
 - ② 支援措置名
 - ③ 申請条件・補助要件
 - ④ 対象
 - ⑤ 年数
 - ⑥ 補助金額
 - ⑦ 関連URL

掲載箇所

(https://www.env.go.jp/nature/30by30_00001.html)

・2023年9月25日 第1回 調査説明会・説明会・説明

自然共生サイトと支援者のマッチング（試行） 令和5年度

・2023年11月1日 オンライン説明会 資料(PDF:2.0MB)

・2023年11月1日 オンライン説明会 アーカイブ

・調査結果に関するFAQ (PDF:450KB)

緑地や自然環境保全に資する地方公共団体の補助金・免税等制度一覧

生物多様性ネットワークに加盟する地方公共団体を対象にアンケート調査を行ったもの

・緑地や自然環境保全に資する地方公共団体の補助金・免税等制度一覧（令和6年1月現在）[xlsx:175KB]

関連情報

■関連Webページ

[生物多様性のための30by30アライアンス](#)

[自然共生サイトと支援者のマッチングサイト](#)

[生物多様性自治体ネットワーク](#)

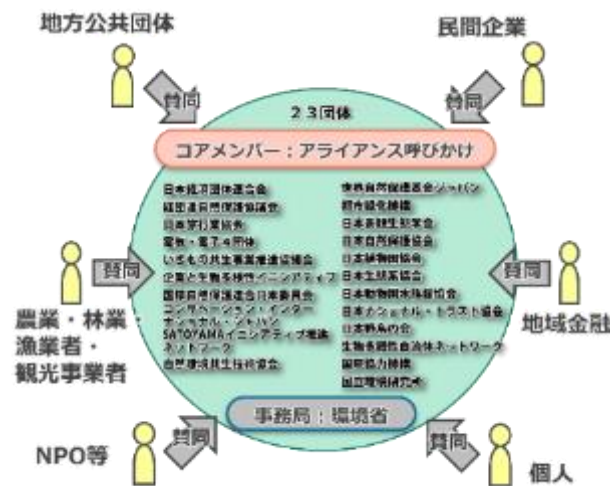
生物多様性のための30by30アライアンス

30by30をみんなで進めていくための有志連合

- 環境省を含めた産民官23団体をコアメンバーとする「**生物多様性のための30by30アライアンス**」を2022年4月に発足。企業、自治体、NPO法人等、計929者が参加。

(2025年1月22日現在)

- 自らの所有地や所管地内のOECM登録や保護地域の拡大を目指す／そうした取組を応援するなど、30by30の実現に向けた行動をとる仲間たちの集まり。



30by30アライアンスサイト

- ・参加者一覧を掲載
- ・自らの取組を掲載可能
- ・将来的にはマッチング機能も検討



30by30アライアンスロゴ

モチーフとしてカエルを採用し、その中に森や海といった自然やそこに住むいきもの、さらには都市や舟など人々の生業を配置。
カエルの体部分（上部）は森林など陸域をイメージした緑基調の和紙、顔の部分（下段）は、海や川など水域をイメージした青基調の和紙で表現。